



佐賀県公報

平成21年
3月10日
(火曜日)
第13133号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

告示

救急病院の認定	(七四・医務課)
〃	(七五・〃)
都市計画事業変更の認可	(七六・まちづくり推進課)
道路の区域の決定	(七七・道路課)
道路の区域の変更	(七八・〃)
道路の供用開始	(七九・〃)
落札者等の公示	(県立病院好生館)
換地処分	(農地整備課)

○ 告示

◎佐賀県告示第七十四号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、同項に規定する救急病院として次のものを認定した。

平成二十一年三月十日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	認定期限	備考
医療法人社団敬愛会佐賀記念病院	佐賀市高木瀬町大字長瀬一 二四〇番地一	平成二十一年三月一日から平成二十四年 二月二十八日まで	内科系

◎佐賀県告示第七十五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、同項に規定する救急病院として次のものを認定した。

平成二十一年三月十日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	認定期限	備考
有田共立病院	西松浦郡有田町立部乙二四 八五番地三	平成二十一年三月一日から平成二十四年 二月二十八日まで	内科系、外科系、 小児科系、脳外科系
社会保険浦之崎病院	伊万里市山代町立岩四一七	平成二十一年二月二十八日から平成二十四年 二月二十七日まで	

◎佐賀県告示第七十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の変更を認可した。

平成二十一年三月十日

佐賀県知事 古川 康

一 施行者の名称

佐賀市

二 都市計画事業の種類及び名称

佐賀都市計画道路事業 三・四・一六号 城内線

三 事業施行期間

平成二十二年四月三日から

平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし

使用の部分 なし

●佐賀県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年三月十日から平成二十一年四月九日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		
	区間	変更前の別	幅員
県道 鷹島肥前線 官公有無番地先（長崎県松浦市鷹島町神崎免字真立一六〇六番一地先）から 官公有無番地先（佐賀県唐津市肥前町星賀字大ヶ崎乙五三五番一地先）まで		後	メートル
			メートル
			延長
			メートル

●佐賀県告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年三月十日から平成二十一年四月九日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県告示第七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十一年三月十日から平成二十一年四月九日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月六日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路の区域		
	区間	変更前の別	幅員
県道 肥前呼子線 東松浦郡玄海町大字長倉字長ヲサ一八九番四地先から 東松浦郡玄海町大字長倉字宿ノ内一五二三番一地先まで		前	メートル
		後	メートル
			延長
			メートル

○ 公 告

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日

県道 肥前呼子線 東松浦郡玄海町大字長倉字長ヲサ一八九番四地先から 東松浦郡玄海町大字長倉字宿ノ内一五二三番一地先まで 平成二一・三・一〇

次のとおり落札者等についてお知らせします。

平成21年3月10日

収支等命令者

佐賀県立病院好生館館長 樽 木 等

1 購入物品名及び数量

デジタルX線透視撮影装置 一式

2 契約の相手方を決定した手続

条件付一般競争入札

3 入札公告を行った日

平成21年1月6日

4 落札決定日

平成21年2月18日

5 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

株式会社日立メテコ 久留米営業所 所長 高田 義隆

(2) 住所

福岡県久留米市日吉町14 - 13

6 落札金額

34,860,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

佐賀県立病院好生館 業務課課用度担当

(2) 所在地

佐賀市水ヶ江一丁目12番9号

定により、その旨を公告する。

平成21年3月10日

佐賀県知事 古 川 康

県営土地改良事業(中山間地域総合整備)相知地区千束換地区の換地計画に基づき、平成21年2月24日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規

購読料
申込先
一か年三二、二〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十一年三月十日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社